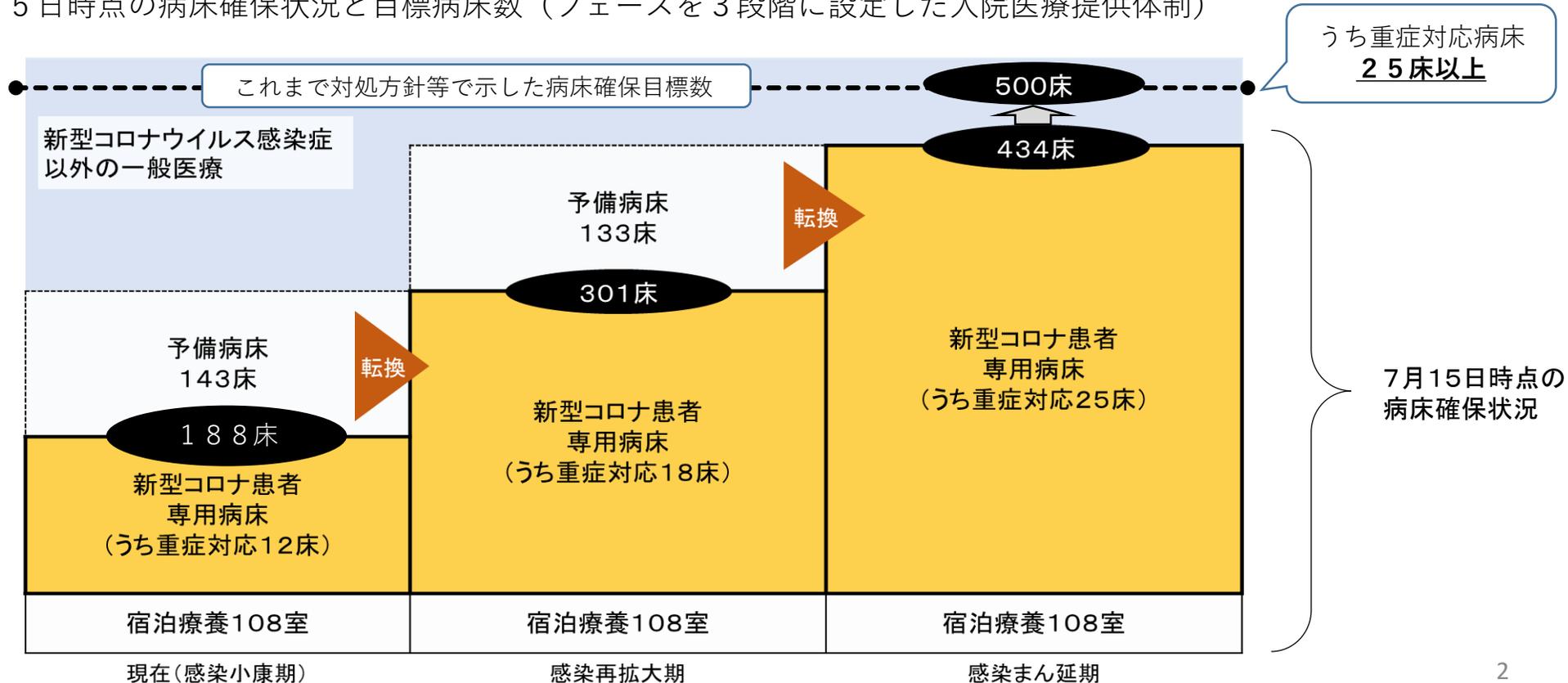


今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の 医療提供体制整備について

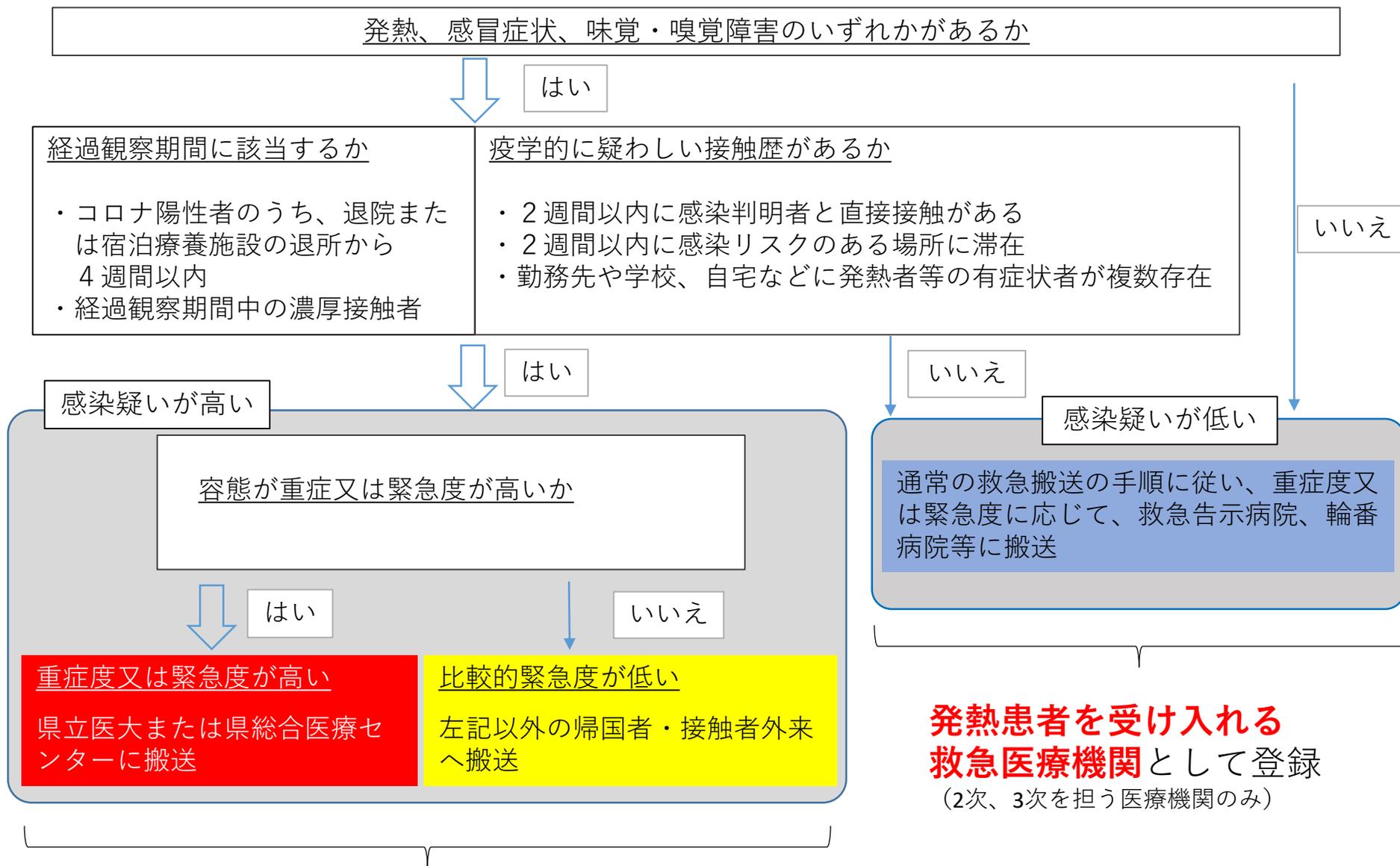
奈良県における病床確保の目標

- 病床確保目標数は従前通り500床とし、引き続き病床確保することを検討。
- 一方、重症患者対応病床数については、これまでの奈良県の患者発生動向から考えると入院患者全体の約10%と想定されるため、従前の25床以上を確保。この確保にあたっては、ICUやHCUだけでなく、それ以外の病床で人工呼吸器管理ができる病床も含めて確保することを検討。

7月15日時点の病床確保状況と目標病床数（フェーズを3段階に設定した入院医療提供体制）



救急搬送患者に発熱等がある場合の搬送フロー



重点医療機関、疑い患者受入協力医療機関として指定

「重点医療機関」「疑い患者受入協力医療機関」「発熱患者を受け入れる救急病院」の 対象患者と施設要件【一覧】

新型コロナウイルス感染症対応病院と支援の概要

1. 「重点医療機関」及び「疑い患者受入協力医療機関」としての指定、「発熱救急患者を受け入れる救急病院」としての登録が必要です。
2. 県の指定・登録を受けた医療機関は、確定患者、疑い患者、発熱患者の受け入れ可能な医療機関として、**消防機関に病院リストを共有**するとともに、**確定患者、疑い患者の対応状況や救急の応需率はコロナ病院連絡会等で共有**します。

帰国者接触者外来、発熱外来認定医療機関の申請については
地域医療連携課医療管理係まで（電話0742-27-8653）

**重点医療機関及び疑い患者受入協力医療機関は、
「帰国者・接触者外来」の指定も受け、その任を負う必要があります。**

**発熱救急患者を受け入れる救急病院は、
「発熱外来認定医療機関」の認定も受け、その任を負う必要があります。**

区分	帰国者・接触者外来		発熱外来認定医療機関	左記以外の病院
	重点医療機関	疑い患者受入協力医療機関	発熱救急患者を受け入れる救急病院	
対象患者	<p>確定患者、疑い患者</p> <p>(1) 既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者</p> <p>(2) 県からの要請に基づき受入れを行っているコロナに感染している恐れがあると医師が認めた、入院治療が必要な患者（疑い患者は疑似症の届け出が出されているものに限る。）</p>	<p>疑い患者</p> <p>(1) 県からの要請に基づき受入れを行っている、コロナに感染している恐れがあると医師が認めた、入院治療が必要な患者（疑似症の届け出が出されているものに限る。）</p>	<p>発熱患者</p> <p>(1) 発熱救急患者の受入 (小児、周産期、精神救急等含む)</p> <p>※ 応急診は対象外</p>	—
	施設要件 <一部省略>	<p>(1) 病棟単位でコロナ患者あるいは疑い患者用の病床確保</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</p> <p>(3) コロナ疑い患者に対して検体採取が行える</p> <p>(4) 療養病床ではない</p> <p>※ 病棟単位とは、看護体制の1単位をもって病棟とする</p>	<p>(1) 疑い患者専用の個室を設定し、受け入れ病床を確保</p> <p>(2) 確保病床すべてで、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</p> <p>(3) 疑い患者の受け入れ病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線</p> <p>(4) コロナ疑い患者に対して検体採取が行える</p> <p>(5) 療養病床ではない</p>	<p>(1) 救急隊から発熱患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも受け入れる病床を確保 (ただし、空床状況等によってやむを得ない場合は、他院への転院搬送を実施しても構わない)</p> <p>(2) コロナ疑い患者に対して検体採取が行えること</p>

「重点医療機関」「疑い患者受入協力医療機関」「発熱患者を受け入れる救急病院」の 主な支援メニュー

区分	帰国者・接触者外来		発熱外来認定医療機関	左記以外の病院	
	重点医療機関	疑い患者受入協力医療機関	発熱救急患者を受け入れる救急病院		
主な支援メニュー	外来	(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	—	—
		(18) 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	(18) 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	(18) 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	—
	入院	(3) 入院医療機関設備整備事業	(3) 入院医療機関設備整備事業	—	—
		(15) 重点医療機関体制整備事業	—	—	—
		(16) 重点医療機関等設備整備事業	—	—	—
		—	(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	—	—
	その他	(5) 感染症検査機関等設備整備事業	(5) 感染症検査機関等設備整備事業	(5) 感染症検査機関等設備整備事業	(5) 感染症検査機関等設備整備事業
		—	—	—	(19) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

※ 主な支援メニューの(2)～(19)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」による

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業について（照会）

※下記括弧内の番号は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱の番号と同じ

- (15) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業



〆切
7月17日（金）17時まで

「重点医療機関」「疑い患者受入協力医療機関」の指定申請を受け付け

指定申請の受付＝地域医療連携課が担当

指定後の病床運用の確認・補助金の執行＝病院マネジメント課及び疾病対策課が担当

↓日々の病床運用報告等の事務については、指定決定後に担当課からご連絡します。

- (3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
- (4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業
- (5) 感染症検査機関等設備整備事業
- (16) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
- (18) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
- (19) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業



〆切
7月17日（金）17時まで

事業量を調査

重点医療機関、疑い患者受入協力医療機関の指定にかかる申請について

フェーズ毎の病床数を記入してください。（フェーズ移行の考え方は次ページ）

※切
7月17日（金）17時まで

重点医療機関

提出先(メールで提出をお願いします)
奈良県地域医療連携課 医療企画係 担当: 荻原
メール ogihara-koji@office.pref.nara.lg.jp
(問い合わせ先) 電話0742-27-8645 担当: 野坂、荻原

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業 (新型コロナウイルス感染症重点医療機関指定 申請様式)

本様式は、令和2年6月25日付 医政発0625第6号 健発0625第6号 薬生発0625第9号『『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について』の一部改正について』で示された実施要綱のうち、3(15)新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業について照会するものです。

病院名:	
部署名:	
担当者名:	
電話番号:	
メールアドレス:	

(1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関への指定を希望する病棟について以下表に記入してください。
(2) 病床の割り振りを明示できる資料(図面等)を添付してください。
図面には、「コロナ患者専用の病床」と「専用病棟化のために休床とする病床」、及び「病棟(看護体制の1単位: 病棟の考え方は診療報酬上の考え方に依拠)が分かるよう色分けして囲むなどして明示化してください。

(注意)
施設要件は、令和2年6月16日 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入医療機関について」を確認してください。

病棟名	病棟区分 ①ICU ②HCU ③療養病床 ④上記以外	感染小康期		感染再拡大期		感染まん延期	
		コロナ患者専用の病床(稼働病床)	専用病棟化のために休床とする病床(休止病床)	コロナ患者専用の病床(稼働病床)	専用病棟化のために休床とする病床(休止病床)	コロナ患者専用の病床(稼働病床)	専用病棟化のために休床とする病床(休止病床)
		床	床	床	床	床	床
		床	床	床	床	床	床
		床	床	床	床	床	床
		床	床	床	床	床	床
		床	床	床	床	床	床
		床	床	床	床	床	床
		床	床	床	床	床	床
		床	床	床	床	床	床
合計	—	床	床	床	床	床	床

協力医療機関

提出先(メールで提出をお願いします)
奈良県地域医療連携課 医療企画係 担当: 荻原
メール ogihara-koji@office.pref.nara.lg.jp
(問い合わせ先) 電話0742-27-8645 担当: 野坂、荻原

新型コロナウイルス感染症対策事業 (新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関指定 申請様式)

本様式は、令和2年6月25日付 医政発0625第6号 健発0625第6号 薬生発0625第9号『『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について』の一部改正について』で示された実施要綱のうち、3(15)新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業について照会するものです。

病院名:	
部署名:	
担当者名:	
電話番号:	
メールアドレス:	

(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関への指定を希望する病床について以下表に記入してください。
(2) 病床の割り振りを明示できる資料(図面等)を添付してください。
図面には、「コロナ疑い患者を受け入れるために確保する病床」と「コロナ疑い患者を受け入れるために休床とする病床」が分かるよう色分けして囲むなどして明示化してください。

(注意)
施設要件は、令和2年6月16日 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入医療機関について」を確認してください。

通し番号	病棟区分 ①ICU ②HCU ③療養病床 ④上記以外	感染小康期		感染再拡大期		感染まん延期	
		コロナ疑い患者を受け入れるために確保する病床(稼働病床)	コロナ疑い患者を受け入れるために休床とする病床(休止病床)	コロナ疑い患者を受け入れるために確保する病床(稼働病床)	コロナ疑い患者を受け入れるために休床とする病床(休止病床)	コロナ疑い患者を受け入れるために確保する病床(稼働病床)	コロナ疑い患者を受け入れるために休床とする病床(休止病床)
1		床	床	床	床	床	床
2		床	床	床	床	床	床
3		床	床	床	床	床	床
4		床	床	床	床	床	床
5		床	床	床	床	床	床
6		床	床	床	床	床	床
合計	—	床	床	床	床	床	床

入院医療提供体制(第二期)

フェーズ移行のタイミング

フェーズ移行のタイミングは、コロナ病床への受入状況を見て、県が決定し、病院に連絡します。

フェーズ移行(目安)
感染小康期の確保病床
の入院患者受入が50%
を超える日

フェーズ移行(目安)
感染再拡大期の確保病床
の入院患者受入が
50%を超える日

区分		感染小康期	感染再拡大期	感染まん延期
重症	人工呼吸器を必要とする患者	入院 8病院188床	入院 9病院301床	<div data-bbox="1570 449 1895 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標】 500床 うち重症対応病床 25床以上</p> </div> <p>ピーク時 11病院434床</p>
中等症	医学的に入院が必要な患者(酸素投与が必要等)	うち 重症対応病床 4病院12床	うち 重症対応病床 4病院18床	うち 重症対応病床 4病院25床
軽症	医学的に通院での診療が可能な患者	宿泊療養 108室	宿泊療養 108室	宿泊療養 108室+ α

重点医療機関、疑い患者受入協力医療機関の指定について（Q&A）

厚労省発出

「令和2年6月16日事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第2版)」について」も参照すること

番号	Q	A
1	コロナ確定患者を受け取る病棟と、疑い患者を受け取る個室(病床)、どちらも持っている場合、重点医療機関・疑い患者受入協力医療機関のどちらの指定を受ければ良いのか？	重点医療機関と疑い患者受入医療機関の両方ともに指定を受けることは可能ですので、病棟部分は重点医療機関で、病床部分は疑い患者受入医療機関で指定申請してください。なお、1つの病棟(病床)に対して、重点医療機関と疑い患者受入医療機関を重複して指定することはできません。
1-2	コロナ確定患者を受け入れる個室(病床)があるが、その個室(病床)が病棟単位(看護体制の1単位)ではないため重点医療機関としての指定を受けられない場合、どうすれば良いか？	個別にご相談ください。
2	コロナ患者や疑似症患者が入院した場合、その病床に空床確保料は支払われるのか？	入院期間中は空床確保料は支払われません。
3	重点の「病棟」の定義は？	看護体制の1単位をもって病棟として取り扱います。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠します。
4	協力医療機関の疑似症病床に陽性確定患者を受け入れることは可能か？	受け入れ時に陽性が確定している患者は受け入れ不可です。(県調整本部から、協力医療機関に陽性患者の受け入れ要請をすることはありませんので、実際にこのようなケースは存在しません。)
5	指定の遡及はされるのか？	コロナ病院連絡会で報告いただいていた病床については遡及して指定する予定で、最大令和2年4月1日まで遡及します。コロナ病院連絡会で報告いただいていない病床については、今回ご回答いただいた日付以降で指定する方針です。
6	コロナ病床確保の方法(ゾーニング、個室の分け方等)にルールはあるのか？	コロナ病床は合理的な方法で確保してください。非合理かつ不必要なゾーニングや個室の分け方等で空床とする病床への空床確保料の支払いは想定していません。

今後の進め方

日程

県

医療機関

7/15 (水) 説明会

コロナ対応病院への支援について説明会

7/17 (金) まで

各病院からの回答取りまとめ

県へ回答

調査票への回答検討

「重点医療機関」、「疑い患者受入協力医療機関」の指定にかかる申請検討

7/20週

病床数の調整

相談・調整

コロナ確保病床数の微修正

コロナ病床確保計画への落とし込み

7月下旬
コロナ病院連絡会

「重点医療機関」「疑い患者受入協力医療機関」の指定及びコロナ病床数について協議し最終決定

7月下旬以降

補助金の募集

申請

交付申請

交付決定

交付決定通知